

◎義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置について定めることとした。（第1条、第7条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条、第3条、第6条関係）
- 3 施行期日  
この条例は、令和2年8月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第6関係）
- 2 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設又は増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和4年3月31日（現行令和2年3月31日）まで延長することとした。（第2条、第3条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 液化石油ガス保安規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 一般高圧ガス保安規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 地域医療再生等臨時特例基金条例の有効期限を令和3年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和7年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）